

第6号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について
(八多21生産緑地地区ほか6地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更 (神戸市決定)

1. 都市計画生産緑地地区中、八多21生産緑地地区、竜が岡12生産緑地地区、池上26生産緑地地区、伊川谷4生産緑地地区の計4地区を廃止する。
2. 都市計画生産緑地地区中、北別府35生産緑地地区、玉津18生産緑地地区、伊川谷123生産緑地地区の計3地区を次のように変更する。

名 称	面 積
北別府 35 生産緑地地区	約 0.25 ha
玉 津 18 生産緑地地区	約 0.08 ha
伊川谷 123 生産緑地地区	約 0.07 ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市では、平成3年の生産緑地法の改正に伴い、平成4年に新たに生産緑地地区の都市計画決定を行った。その後、農地の集合化が行われた場合や農業の継続が困難となった場合等に都市計画の変更を行っている。

このたび、農業の主たる従事者の農業に従事することを不可能にさせる故障等の理由により、農地の適正な保全を図ることが困難となった生産緑地地区について廃止又は変更を行うものである。

(参考) 変更の概要

1. 変更内容

農地として保全することが困難となった生産緑地地区の廃止・変更

地区名称	変更前	変更後	増減	備考
八 多 21 生産緑地地区	約 0.10ha	—	△約 0.10ha	廃止
北別府 35 生産緑地地区	約 0.38ha	約 0.25ha	△約 0.12ha	変更
竜が岡 12 生産緑地地区	約 0.19ha	—	△約 0.19ha	廃止
池 上 26 生産緑地地区	約 0.10ha	—	△約 0.10ha	廃止
玉 津 18 生産緑地地区	約 0.23ha	約 0.08ha	△約 0.15ha	変更
伊川谷 123 生産緑地地区	約 0.10ha	約 0.07ha	△約 0.03ha	変更
伊川谷 4 生産緑地地区	約 0.19ha	—	△約 0.19ha	廃止
廃止：4 地区，△約 0.58ha 変更：3 地区，△約 0.30ha				

2. 変更前後対照表

	変更前	変更後	増減
地区数	504 地区	500 地区	△4 地区
面積	約 107.37ha	約 106.49ha	△約 0.88ha